

介護保健施設サービスについて (重要事項説明書)

介護老人保健施設 箕面シルバーケアセンター・パル

《施設サービスに関する重要事項》

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

| | |
|----------|--|
| 施設の名称 | 笠間シルバーケアセンターパル |
| 開設年月日 | 平成 9 年 9 月 1 日 |
| 所在地 | 茨城県笠間市来栖 255-1 |
| 連絡先 | (電話) 0296-70-1185 (FAX番号) 0296-72-3110 |
| 管理者名 | 施設長 野島 博勝 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (0851680017号) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所頂けます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めています
で、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設笠間シルバーケアセンターパルの運営方針]

1. 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。家庭と病院との中間的処遇をベースにした介護を行う。
2. 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。
医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の場として施設を原則に踏まえたバランスのとれた処遇に努める。

(3) 入所定員等

・定員 80名(うち認知症専門棟 40名)

| | | | |
|-----|-----------|--------|--------|
| 療養室 | 2階 個室 6室 | 2人室 3室 | 4人室 7室 |
| | 3階 個室 10室 | 2人室 1室 | 4人室 7室 |

(4) 施設の職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 夜間 | 業務内容 |
|---------|---------|---------|-----|------------------------|
| 医 師 | 1 (0.8) | | | 診察並びに保健衛生の指導 |
| 看護職員 | 7 | 4 | (1) | 健康管理、医療補助、看護、リハビリテーション |
| 薬剤師 | | | | 医薬品の調剤、管理 |
| 介護職員 | 16 | 5 | (3) | 介護及び生活指導 |
| 支援相談員 | 1 (0.8) | | | 各種支援及び相談業務 |
| 理学療法士 | 4 (3.5) | | | 計画に基づいた機能回復訓練 |
| 作業療法士 | 2 (1.5) | | | 計画に基づいた機能回復訓練 |
| 言語聴覚士 | 2 (1.5) | | | 計画に基づいた機能回復訓練 |
| 栄養士 | 1 | | | 栄養指導 |
| 介護支援専門員 | 1 | | | 施設サービス計画の立案 |
| 事務職員 | 3 | | | 一般事務及び庶務 |
| その他 | | 8 (5.9) | | 洗濯、送迎、清掃 |

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 さくらがわ地域医療センター
 - ・住 所 桜川市高森1000

・協力医療機関

- ・名 称 立川記念病院
- ・住 所 笠間市八雲 2-1 2-1 4

・協力歯科医療機関

- ・名 称 つなかわ歯科医院
- ・住 所 笠間市笠間 1958

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上が
いいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に
施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容とし
ているため、その実施には食事の内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち
込みはご遠慮いただきます。
- ・面会 (10:00~17:30)
- ・外出、外泊は必ずご相談ください。
- ・飲酒、喫煙禁止
- ・火気の取扱い注意
- ・所持品、備品等での危険物の持ち込み禁止
- ・金銭、貴重品の管理
- ・外出、外泊時の施設外での受診時には、必ずご一報ください
- ・宗教活動の勧誘禁止
- ・ペットの持ち込み禁止
- ・携帯電話・スマートフォンなどの無線機器の持込禁止

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

6. 事故発生時の対応

1 施設内又は、勤務施行中に事故が発生した場合は下記の体制で報告、処理に
従事する。

処 置

事故発生、事故等に遭遇した看護、介護職員は、利用者が負傷している
場合は、応急処置に全力を尽くし、必要に応じて至急、消防（119）等
に連絡をする。

連絡体制

- ① 発見又は、遭遇者→管理者(上司)→法人事務長、その後の連絡網にて各職員に連絡
- ② 家族への連絡、場合によっては、管轄保健所（029-241-0100）、市役所（77-1101）に連絡、各保険者へ連絡。

2 事故等の報告

- ① 事故等に対応した各職員は、その内容を、報告書にまとめ管理者に提出する。
- ② 報告書を提出後、必要に応じて業務改善報告書を管理者に提出する。
- ③ 未然に事故等を防ぐ為、危険と感じた際はヒヤリハット等の報告書を管理者に提出し、朝礼等で話合うこと。

7. 賠償責任

- 1 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償する物とします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

・笠間シルバーケアセンターパル TEL 0296-70-1185
受付時間 8:30～17:30 担当 支援相談員 永田

・笠間市役所 高齢福祉課 TEL 0296-77-1101

受付時間 8:30～17:15

・国民健康保険団体連合会 TEL 029-301-1565

受付時間 9:00～17:00

各保険者 各市町村へお問い合わせください。

また、1階ロビーに設置してある「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい

11. 施設サービスの内容と費用

◇介護保険証の確認

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させて頂きます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人契約者の後見人、契約者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

医療 :

介護老人保健施設は入院の必要のいらない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

機能訓練 :

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理 :

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活して頂けるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室 :

個室、2人室、4人室

* 3F 個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

食 事 :

| | |
|----|---------------|
| 朝食 | 7時30分～8時 |
| 昼食 | 12時00分～13時00分 |
| 夕食 | 17時00分～18時30分 |

* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

利用者が選定する特別な食事の提供 :

昼食に通常のメニューのほか特別な食事を用意しています。(月1～2回程度)
毎月10日までにお申し出ください。

* 特別な食事提供には、別途料金をいただきます。

入 浴 :

週に最低2回。ただし利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります